The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 20世紀前半、長江中洲の開発と開発農民の具体像 ：南京付近の中洲を中心に |
| Author(s) | 片山, 剛 |
| Citation | 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2014, 5, p. 39-57 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/60257 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

報告 3

# 20 世紀前半、長江中洲の開発と開発農民の具体像
## ——南京付近の中洲を中心に

片山 剛

## はじめに

1949 年以前の中国の〈佃戸（佃農）〉については、毛沢東や中国共産党が作り出した、地主に搾取される貧しい農民のイメージが強いが、一方で〈一田両主制下で転佃する佃戸〉、珠江デルタなどの地域における〈包佃制下の中間搾取層〉など、必ずしもみずから農業生産に従事しない者も存在しており[1]、〈佃戸〉の内容を一義的に理解するのは困難である。本稿では、20 世紀前半、南京付近の中洲の〈佃農〉の実像について、主として開発過程への参与のあり方から検討することにしたい。なお、開発過程における佃農の具体的役割を知るための史料が少ないため、この問題は、従来あまり考察されることがなかったが、いくつかの研究が言及しているので、それらを管見の範囲で紹介しておきたい。

10 世紀に始まる江南デルタの開発[2]に従事した農民像について、濱島敦俊は、

> 明末に始まり現代まで続く珠江囲基開発、民国時期に民国政府が実施した長江下流北岸（所謂江北・蘇北）の鹽墾事業（旧鹽場の棉田化）の実例から推せば、(a) 佃戸（小作人）という語句から容易に想像される、みすぼらしい貧民が集められたのではなく、かなり自立能力を保持した農民が、地主（国家・民間富人）に依ってインフラが整備された農地に入ってくるという状況を想像している。［濱島 2012：109（注 8)］
> ＊なお、珠江デルタでは、佃農が牛、船、ライフルを自備していた［濱島 1987］。

江北の荒灘の開発を行った張謇等の複数の塩墾公司について、張恵群の研究[3]にもとづいて、草野靖は以下のように整理している。

> 塩墾公司は財力不足のなかで、(b) 「築圩成田費」（堤防建設と堤防内の大まかな区画分けの費用）を捻出するために、荒地がまだ耕地になっていない段階で佃戸と契約を結び、佃戸から徴収する保証金（「頂首」「押租」）で運転資金の不足を補っていたこと、また、(c) 「開生資本」（耕地予定地の開墾、および耕地予定地に直結する水路の整備、農舎の建設など）は佃戸の負担で行われていた。［草野靖 1989、pp.484-487］

佃農が納める保証金を利用して、公司が堤防建設などのインフラ整備のための資金不足を

---

[1] 天野元之助『支那農業経済論（上）』（改造社、1942 年再版）の第三章小作制度、第九節永佃制、第十節小作上の中間搾取層、参照。ワークショップにおけるコメンテータの田島俊雄氏からの注意喚起を受け、改めて多くの先学の蓄積を参照する必要を感じる。だが、いまだ力不足である。

[2] 本稿では、開墾を〈未墾の土地を耕地に整備すること〉、開発を〈開墾に加えて、耕地の外側にインフラを整備すること〉と定義しておく。

[3] 張恵群 1977, pp. 31807-31817。

補っていた。すなわち、塩墾公司の佃農の場合、インフラ整備のための資金の一部を出すだけの力量を持っていることが示唆されている。ただし、堤防等のインフラ整備の責任は公司にあり、公司が労働力を雇って工事を行っていた。一方、耕地予定地本体の開墾・整備や農舎の建設は佃農の責任で行うことになっていた。

栗原純は、清代雍正・乾隆期の台湾彰化地方における、開発して水田を造成することに関する契約書（「給墾字」）37 件を分析し、開発に必要な工本である、(A)耕牛・農具・種子；(B)埤圳（堰と灌漑用水路）の開削費用等；に対する佃戸の負担を検討した。そして、(A)(B)両方を負担している（(B)については一部負担を含む）のが 16 件、(A)のみが 3 件、(B)のみが 6 件の結果から、「墾戸」（業主）側によってインフラが整備され、すでに耕地として開墾されている土地に入植するのではなく、開発過程に参与している佃戸の存在を指摘した。

開発に必要なモノやコトを整理すると、ほぼ次のようになろう。

・開発地全体の区割り（堤防・排水路・道路等のインフラ用地、耕地本体の用地、生活用地等の面積と配置）の策定
・堤防プラン（高さ、上面の幅、下面の幅、斜面の傾斜度）の策定
・堤防・排水路・道路など、耕地の外側に在るインフラ整備の実施
・開墾（耕地予定地の整備）
・経営レベルにおける畑地への区割り　一筆ごと畑地への区画
・役畜・農具・種モミ／農舎

## １．1927～29 年の大小黄洲開発

大黄洲と小黄洲は安徽省当塗県に所在する長江の中洲である（図１）[4]。1929 年時点での両洲合計の面積は 26,000 余畝と報告されている［公報 37 期、公牘、p.29］。大小黄洲は、清代から南京普育堂が所有する資産（「洲産」）であった[5]が、南京国民政府のもとで 1927 年 6 月に南京特別市政府（以下、市政府と略す）が成立すると、9 月に普育堂から市政府財政局（以下、財政局と略す）に移管された。移管の時点で開墾されていたのは「老地」500 畝と「新沙泡地」2,500 畝のみで、残り（23,000 余畝）はアシや柴が生い茂っていたという［満鉄 1942、p.9］。

### (1) 呉硯文等の公司の場合

1927 年 12 月、財政局は呉硯文[6]等に大小黄洲全部の土地を借地・開発させる契約を結ぶ[7]

---

[4] 小黄洲は現在でも中洲であるが、大黄洲は 1928 年ごろから長江西岸の安徽省和県の土地と接するようになり［公報 22 期、公牘、p.2］、現在は中洲ではない。なお、南京市政府が刊行する＜公報＞は、時期によって誌名が変わるので、本報告では一括して＜公報＞と呼ぶ。誌名の変遷等については、片山 2013 の別表、参照。

[5] 羅暁翔 2010、p.44。なお、同論文（p.40）によれば、普育堂は清代雍正年間に創始された南京唯一の官営善堂であるという。

[6] 呉硯文の素性についてはまったく不明である。

（表１、参照）。判明している契約条件は、呉硯文等が保証金 68,000 元と毎年の租金 60,000 元を納めること、契約期間は 16 年間、契約満了時に保証金は返還されない等のみである[8]。そして、呉硯文等は市政府の指示で「領辦大小黄洲墾植公司」を作り、開墾地で耕作に従事する佃農を募集するために「招佃廣告」を貼り出す。その広告が本稿末尾の史料１である。

**図１　無為県と南京近辺の中洲**（出所　Yahoo　地図）

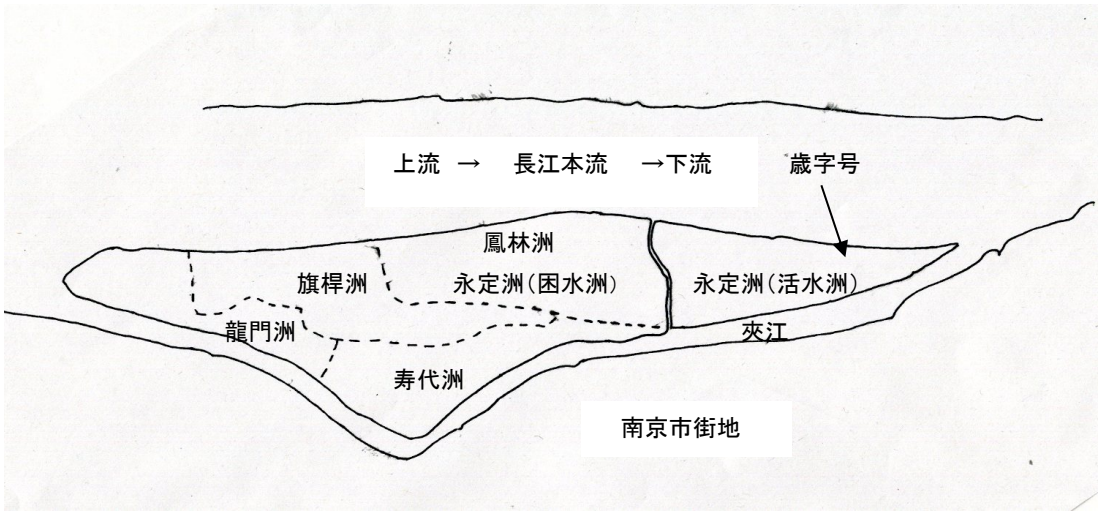


**図２　江心洲概念図**（出所　筆者作製）

---

[7] 財政局宛の南京市市政府指令第一〇六一號（1927 年 12 月 24 日付）が、「大小黄洲全部」を呉硯文等に「租給」して「墾植」させることを許可している（公報 6・7 期合刊、公牘彙要、令文、p.34）。「大小黄洲全部」とは、未墾地の開発とその後の管理だけでなく、前述の既墾地（「老地」と「新沙泡地」）における既存佃戸も管理することを指す。

[8] 公報 8 期、公牘、彙要、令文（p.2）；公報 10 期、呈文（p.17）、国民政府宛の「南京特別市市政府呈第一二號」。なお、公報 10 期所載の呈文が、保証金を 70,000 元、毎年の租金を 70,000 元とするのは誤りであろう。

| | 年 | 月 | 日 | ことがら |
|---|---|---|---|---|
| | 1927 | 6 | | 南京国民政府のもとで南京特別市政府が成立 |
| | | 9 | | 大小黄洲の所有権が、南京普育堂から南京市政府財政局に移管される |
| | | 9 | | 呉硯文等が大小黄洲を借地し、開墾事業を行うことを財政局と交渉し始める |
| ◎ | | 12 | 16 | 財政局と呉硯文等 12 名のあいだの契約が成立 |
| ◎ | | 12 | 21 | 呉硯文等 12 名が公司を設立し、「招佃広告」を貼り出す |
| | | 12 | 24 | 呉硯文等 12 名の事業を南京市政府が正式に許可 |
| ◎ | 1928 | 3 | | 公司が市政府へ納入する保証金が滞納となり、市政府が契約取消しを検討 |
| | | 9 | | 市政府は正式に契約取消しを決定し、納入済みの保証金を没収 |
| | | 10-11 | | 市政府が直接に開墾事業を進めること(「自弁」)を決定。 |
| ◎ | 1929 | 4 | 3 | 「大小黄洲墾務管理處領佃暫行規則」と「大小黄洲荘規」が施行される |

**表1　大小黄洲関係年表**

史料１によれば、公司は、大小黄洲の測量、堤防のプラン策定と建設、佃農に配分する耕地予定地における区割りなど、大小黄洲の全体計画の作成と実施を担当する。これと平行して佃農を募集し、契約を結んだ佃農から保証金（「圧板金」）、堤防建設費、毎年の佃租等を徴収する[9]。そして大小黄洲全体を管理する[10]権限と責任がある。

まず、保証金について検討しよう。保証金には、前述したように公司が市政府に納めるものと、佃農が公司に納めるものとの 2 種類がある。この 2 種類の保証金の納入・徴収の流れを検討してみよう。

（土地所有者）　　（第一次借地者）　　（第二次借地者）

**南京市政府財政局** ← 保証金 ← **呉硯文等の公司** ←← 保 証 金 ←← **借地農（「佃農」）**

68,000 元　　←← 堤防建設費 ←←

公司が市政府に納める保証金 68,000 元は、4 回の分割払いで納入される予定であった。しかし表２のごとく、公司が第 3 期までに納めたのは 16,500 元にすぎなかった。保証金未納に対し、市長は契約の取り決めにもとづき 1928 年 3 月に契約を取り消し、納入済みの保証金を全額没収（「充公」）するという判断を財政局に下す。そして 9 月 13 日に正式に契約取消となる[11]。

---

[9] 広告では、佃農が公司に納める費目として、耕地予定地を開墾するための経費が計上されていない。佃農が公司に納めた保証金を使って、公司が労働者を雇って開墾を行うのか、それとも佃農が自身の労働力等を投下して行うのか、この点を史料から明らかにすることはできない。ただし後述するように、佃農が資力を有すること、また、のちに市政府が定めた「大小黄洲墾務管理處領佃暫行規則」では、佃農がみずから開墾することになっているので、公司の場合も佃農の責任で開墾することになっていたと思われる。

[10] 後段で紹介する 1929 年施行の「大小黄洲墾務管理處領佃暫行規則」「大小黄洲荘規」から推測すると、冬季の堤防補修や夏季の堤防巡邏の組織化、その他であろう。

[11] 『公報』20 期、公牘彙要、指令（pp.51-53）、「南京特別市市政府指令第六五七號」所収の財政局から市長宛の呈文、など。

| | 公司の納入予定 | | 財政局実収結果 | |
|---|---|---|---|---|
| | 納入予定年月 | 納入予定額(元) | 実収額(元) | 実収年月 |
| 第 1 期 | 1927 年陰暦 11 月 | 10,000 | 10,000 | 1927 年 12 月 |
| 第 2 期 | 1927 年陰暦 12 月 | 20,000 | 5,000 | 1928 年 1 月 |
| 第 3 期 | 1928 年陰暦 2 月 | 25,000 | 1,500 | 1928 年 3 月 |
| 第 4 期 | 1928 年陰暦 3 月 | 13,000 | 0 | |
| | 合　計 | 68,000 | 16,500 | 合計 |

**表2　墾植公司の保証金(「押板金」)納入状況**

出所:『公報』20 期、公牘彙要、指令、pp.51-53、「南京特別市市政府指令第六五七號」所収の財政局から市長宛の呈文

公司が市政府に納めた保証金の額は 16,500 元であった。その出資者の内訳を調べるとおもしろいことがわかる[12]。まず、呉等 12 名の出資金と佃農の出資金（「佃本」）[13]の合計額は 18,660 元であったという[14]。このうち、呉等 12 名の出資額の合計はわずかに 1,950 元（毎名平均 163 元）であり、佃農の出資金は 16,710 元であった。出資した佃農の数が不明なので、佃農 1 人当たりの平均出資額は算出できない。ただし、150 元を出資した者が 1 名、160 元が 1 名、210 元が 2 名いたことがわかっており、この 4 名の出資額については、呉等 12 名の平均出資額とほとんど同じか、それより多いことがわかる。呉等 12 名の出資額 1,950 元は、市政府に納めた保証金 16,500 元の 12%に、また納入すべき 68,000 元の 3%弱に相当するにすぎない。つまり呉等 12 名は、68,000 元の 97%余については、佃農の出資金を当てにしていたことになると推測される。

したがって第一に、呉等 12 名について、保証金 68,000 元を市政府に納入する契約を交わしたことから、多額の自己資本を有する者と思いがちであるが、実情はそうではなかった。また、金融機関や商人から融資を受けることもできなかった。第二に、判明する佃農の個々の出資額は、呉等 12 名の平均出資額と大差がない。第三に、市政府へ納入する保証金について、呉等 12 名は佃農の出資金をかなりの程度当てにしていた、等がわかる。

つぎに堤防建設について検討しよう。史料 1 から、堤防建設の責任を市政府に対して負っているのは公司である[15]。だが、公司は佃農から堤防建設費も徴収する。すなわち、その

[12] 本段落における出資金等に関するデータは、『公報』41 期、公牘（pp.5-6）、「查明墾植公司代表親筆賬單案」による。

[13] 佃農が公司に納めるのは、保証金、堤防建設費、歳租などである。このうち、市政府が言う佃農の出資金（「佃本」。市政府に払う保証金に回ったもの）としては、歳租は当然除外され、保証金はまちがいなく含まれるであろう。堤防建設費が含まれるか否か、また佃農が堤防建設費をすでに公司に納めていたか否かについては未詳である。

[14] 18,660－16,500＝2,160 元は公司の手元に残されたと思われる。

[15] 土地所有者である市政府には堤防建設や開墾等の責任がない。したがって、市政府の収入となる保証金 68,000 元は大小黄洲のインフラ整備には投入されず、純粋に市政府の収入になると考えられる。また、公司が市政府に納める毎年の租が 60,000 元であることから、保証金 68,000 元は公司の欠租に対する保証のためと思われる。

負担比率は不明だが、計画段階において、佃農が堤防建設費の一部を負担することが想定されているわけである。ところで、呉等 12 名の出資金は市政府へ納入する保証金に遠く及ばなかった。つまり、かれら 12 名がかりに自身の資金を堤防建設費に供出するとしても、大きな割合を占めるとは考えにくいであろう。したがって、これも佃農が公司に納める堤防建設費に大部分依存する算段であったと推測できよう。

以上、公司による大小黄洲開発計画の資金繰りは、市政府への保証金支払いや堤防建設費の調達など、金額が比較的に大きい費目において、佃農の出資に依存する算段であった可能性が高いと思われる。換言すれば、それだけの出資ができる佃農の存在が想定されているわけである。ただし、どの程度存在していたのかは未詳である。

### (2) 財政局「自弁」の場合

その後、1928 年 10～11 月ごろに財政局が「自弁」で開発事業を行うことが決まる[16]。「自弁」とは、財政局もしくはその附属機関がみずから開発事業を企画・運営し、開墾・耕作を行う佃農と直接に契約を結ぶことを指す。そして財政局の附属機関として、佃農との契約、租の徴収、佃農に対する指導・監督などの実務を現地で取り仕切る墾務管理處が設置された[17]うえで、翌 1929 年 4 月 3 日に「大小黄洲墾務管理處領佃暫行規則」と「大小黄洲莊規」（以下、各々を規則、莊規と略称する）が施行された[18]。しかし、重要なインフラである堤防建設に関する費用や労働力の負担については、規則・莊規のいずれにも関係する規定が見えない（後段、参照）。以下では、規則・莊規に見える諸規定のうち重要と思われるものを紹介しておこう。

洲地を開墾して耕地に整備するのは佃農が行うこととし、整備されれば墾務管理処が毎畝 2 元の「墾費銀」を佃農に支給する、と規則第 8 条で規定されている**〈開墾費補助規定〉**[19]。すなわち、耕地に整備する責任は基本的には佃農におかれているが、業主の市政府も墾費銀を負担することから、業主にも未墾地を耕地に整備する責任があるという慣例の存在を示唆している。

規則第 9 条は、宅地およびこれに隣接する菜園、池塘、脱穀･乾燥場など、農家に必要な附属地は、耕地 10 畝につき 0.5 畝を無償で付与することを規定している**〈農家附属地付与規定〉**。これも慣例において業主が佃農に提供すべきものと考えられているからと思われる。

---

16 『公報』23 期、紀事、p.6、「測丈洲地」。なお「自弁」にした理由については言及がない。

17 1928 年の名称は「大小黄洲墾務處」である。1928 年 10 月に大小黄洲墾務処が財政局の附属機関として設置されていることが、『公報』22 期所載の「南京特別市市政府組織系統表」の財政局部分で確認できる。

18 『公報』34 期、例規、pp.6-9、「大小黄洲墾務管理處領佃暫行規則」「大小黄洲莊規」；『公報』34 期、公牘、p.26、「修正大小黄洲領佃暫行規則暨莊規案」。土地所有者である財政局が、公司を媒介にせず、直接耕作者である佃農（なかには（又小作）に出す者も存在するであろうが）と直接に契約を結ぶことに転換したことは、〈転租〉の禁止や中間搾取の排除などの国民党の政策と関係すると思われる。ただし、筆者のこの点に関する研究はまだ十分に進んでいない。

19 後段で紹介する档案「金秉言承墾歳字号」では、1940 年のことだが、開墾専門の労働者（「専門墾務工人」）が中洲を開墾する場合は毎畝 12 元が必要という見積りを佃農が出している。毎畝 2 元の補助は、さほど大きな補助とはいえないであろう。

規則第 9 条は、一方で、佃農が住む家屋は自分で建てること**〈農舎規定〉**を、規則第 10 条も役牛や種モミは佃農が自分で用意すること**〈役牛・種モミ規定〉**を規定している

規則第 19 条と荘規は、佃農は冬の堤防補修（耕作面積に応じて労働力を無償提供。ただし作業期間中の食糧は墾務処が提供）、夏の増水期の堤防巡邏や堤防決壊の危険がある時の緊急作業、道路・水路の建設等の作業を行う義務を細かく規定している。

以上、堤防建設のための費用や労働力の負担については未詳だが、開墾およびそれ以外の農業を行うための環境整備の大部分は佃農の負担になっている。しかし、業主にも「墾費銀」毎畝 2 元の負担、農家附属地の無償付与、堤防補修時の食糧提供など、環境整備における義務がのこっていることを指摘できよう。

なお、保証金は毎畝 10 元で、欠租がなければ退佃時に返還される（第 7 条）。毎年の納租の基本は定量の現物納であるが、時価換算の銀納も認められており（第 10・11 条）、凶作の時には減租が考慮されている（第 12 条）。

## ２．1940 年、江心洲―永定洲―活水洲の歳字号

### (1) 前史と焦点

南京市のすぐ西に位置する江心洲は「江心五洲」と呼ばれ、5 つの主要な中洲から構成されている（図２）。そのうちの永定洲は困水洲と活水洲とから成り、困水洲は 1928 年秋に、無為県を本籍地とする農民たちが業主に無断で開墾を始め、次第に開発されてゆく［片山 2013］。これは業主の参与なしに、農民だけで開墾・開発が行われた事例といえよう[20]。ただし、開墾・開発の具体的様相を語る史料は得られていない[21]。

他方、活水洲は無断開墾の対象ではなかったこと、業主たちの開墾反対の意思が固かったこととから、依然としてアシ・柴を生長させる土地として利用されていく。しかし 1940 年ごろから次第に開発の波が及ぶことになる。活水洲は 1929 年に、活水洲の業主（＝株主。南京市財政局も株主の一つ）たちの合意によって、16 個の字号に分割されていた。そのうちの歳字号がくじ引きで南京市の市有地となり、面積は 398 畝であった。以下、南京市档案館所蔵の档案「金秉言承墾歳字号」（1002-4-1783）を用い、歳字号の開発のあり方を検討しよう。

1940 年 7 月、金秉言等が歳字号を借地して開発・耕作することを市政府に申請する（写真１）。この申請は許可され、それ以後、開発の具体的なあり方について、財政局と金秉言等のあいだで交渉が行われる。交渉における主要な問題は、堤防建設の工程や負担のあり

---

[20] 困水洲の場合、業主たちには困水洲を開発する意思はなく、開発のためにインフラ等を整備することはなかった。しかし農民が業主とまだ借地契約を結んでいない 1929 年 9 月時点で、困水洲は畑地に区画されて農業が営まれていたようである。つまり、その時点でインフラ等が一定程度整備されており、それらは開墾民自身によって整備された（したがって開発民と呼びうる）という推測が可能である。

[21] なお、中洲の開発における重要なインフラである堤防について、困水洲の場合には次の事情を考慮しておく必要がある。すなわち、図２の寿代洲の夾江沿いと鳳林洲の長江本流沿いに、すでに同義圩という堤防が存在しており、新たに堤防を築く必要があまりなかったことである。とはいえ、開墾前の困水洲ではアシを生長させていた点から、同義圩が存在してはいても長江の水が困水洲に流入してくるような構造であった。したがって、かかる構造を開墾の際に改める必要はあった。具体的には、困水洲と寿代洲の境の部分、困水洲と鳳林洲の境の部分において、長江の水の流入をコントロールできるようにする必要がある。

方をめぐるものである。

| | 年 | 月 | 日 | ことがら |
|---|---|---|---|---|
| ◎ | 1940 | 7 | 13 | 金秉言が歳字号の「放墾」(借地での開墾・耕作)を申請 |
| | | 8 | 14 | 市長が許可し、具体的計画を出させることになる |
| ◎ | | 8 | 22 | 金秉言・王忠賢が具体的計画として「墾荒意見」を提出 |
| | | 10 | 8 | 財政局第三科長が「墾荒意見」に対する処理案を、局長を経て市長に提出し、承認される。 |
| | | 10 | | 佃農は地政局とともに現地で測量 |
| ◎ | | 12 | 13 | 開墾経費の見積り及び堤防建設の施工計画と経費見積りを、金秉言等が市政府に提出 |
| ◎ | 1941 | 1 | | 前年 12 月策定の「南京市政府財政局永定洲歳字號洲地租佃規則」と「南京市財政局永定洲歳字號荘規」が施行される |

表3　歳字号関係年表

### (2) インフラ整備（特に堤防建設）の主体について

金秉言は、1940 年 7 月の最初の申請書と 8 月の「墾荒意見」において、堤防建設と開墾予定地の開墾に関する意見を述べているが、その内容はほぼ同じである。以下、主に堤防建設の負担に関する金秉言の議論をみていこう。金秉言は、堤防建設の前例として、同じく市有地である八卦洲における 2 種類の建設方法をとりあげる。

第一は、1929 年（26,000 余畝＋2,000 余畝を開墾）と 1936 年（1 万畝近くを開墾）に行われた方法である。それは、①佃農から毎畝 5 元の保証金を徴収する[22]。②堤防建設の工事費は市政府と佃農が折半で負担する。ただし佃農負担分については、市政府が立て替え、労働力を雇って堤防を建設し、その後に佃農が耕作しながら、年 2 回の納租時に立替分を市政府に返済していき、約 3～4 年で完済する方法である[23]。

（7 月の申請書）…承墾規定，每號百畝及五十畝，每人限領一號，每畝繳付保證金五元。最大體念農民者，則一、二兩次建築埂堤，由市府先行墊款應灘【→攤】佃農半數，在逐年午秋陸續附繳。

（7 月の申請書：和訳）…〔八卦洲開発の〕借地・開墾の規定では、各号（開墾地の大きな区画）は 100 畝か 50 畝とし、〔借地人〕一人が借地できる面積の上限を 1 号（すなわち 100 畝ないし 50 畝）とし、借地人は畝ごとに保証金 5 元を納めることになっていた。〔市政府が〕農民に対して最も配慮し

[22] 市政府が徴収した保証金は、市政府が出資する堤防建設費に回されることが多い。

[23] 「修正南京市財政局八卦洲農地租佃規則」（1934 年 3 月 31 日公布・施行。『公報』139 期）の第 11 条に「本洲（八卦洲）の堤防建設のための経費は、すべて市政府と佃民が折半する」とある。ただし、市政府が佃農負担分を立て替え、耕作開始後に佃農に返済させることは出てこない。なお、金秉言の言によれば、この堤防建設費を業主と佃農が折半する方式は、1929 年・1936 年の八卦洲だけでなく、近年に市政府が業主としてその開発事業に関わった大小黄洲、救済洲、江心五洲において、さらに鎮江付近の中洲の開発事業でも、業主が市政府であるか民間であるかを問わずに採用されたという。

たことは、第 1 次開発と第 2 次開発の 2 度にわたる堤防建設について、借地農が負担すべき〔堤防建設費の〕半額分を市政府が立て替え、〔堤防建設と開墾ののちに借地農が耕作を始めたら〕毎年陰暦の五月と秋に〔2 回に分けて地代を払う時に、立て替え分を〕一緒に返済させるようにしたことである。

（8 月の「墾荒意見」）…(7) 官方築埂辦法：查以往及近代的成例均係東主先行墊款築埂，經費東主與佃戶各攤半數。佃戶於每年午秋兩季隨租附繳。約在三、四年繳清。

（8 月の「墾荒意見」：和訳）…(7) 官側が堤防を建設する方法：調べますに、過去と最近の前例では、土地所有者（「東主」）がまず建設費を立て替えて堤防を建設するが、経費は土地所有者と借地農でそれぞれ半額ずつ負担する。借地農は毎年陰暦の五月と秋の 2 回、地代を払う時に立て替え分を返済し、だいたい 3～4 年で完済する、というものでした。

しかし金秉言は、第二に、1929 年・1936 年の前例のように、工事費を集め労働者を雇って堤防を建設すると、工事費が市政府とっても、農民にとっても莫大なものになってしまうことを危惧する。そして、日中戦争前の 1937 年の八卦洲における三歩墾（6,000 畝を開墾）の方法を提案する。すなわち、堤防建設に対する市政府からの資金提供を受けずに、佃農が主体となり、主に佃農自身の労働力を用いて堤防を建設する方法である。その場合、堤防建設で負担する市政府の経費はゼロになるので、佃農の責任で建設することの見返りとして、佃農が市政府に納入することになっている保証金は免除されている。ロジックとしては、①農民の責任で堤防を建設する。②農民が市政府に納めることになっている保証金（1937 年の八卦洲の場合は毎畝 5 元）は、農民が市政府に納めたことにする。そして市政府はそれを農民にわたし、農民がこれをも利用して堤防を建設する。③ただし農民が納める保証金は全額が農民に戻るので、実際には農民は市政府に保証金を納めない。堤防工事の負担にかんしては以上のように整理できる。これは、堤防建設の責任主体が業主（市政府）から、佃農に移ったことを意味する。

（7 月の申請書）…旋於次年又將南北兩地作為三步墾，放出六千餘畝。因官築埂堤，其費浩大，改由農民自行築埂，並將應繳之保證金免繳，作為津貼埂費。

（7 月の申請書：和訳）…ついで翌年（1937 年）にまた〔市政府は八卦洲の〕南と北の 2 箇所で第 3 次の借地・開墾を行い、6,000 畝余りを借地に出した。官側が堤防を建設すると、その経費が莫大になるので、従来の方法を改めて、〔借地する〕農民自身で堤防を建設することにした。そして、借地農が〔市政府に〕納める保証金を免除し、その免除分を〔市政府から借地農への〕堤防建設費の補助金とした。

（8 月の「墾荒意見」）…(6) 佃農築埂方法：查八卦洲三步成例，先將洲地芦柴割去，測量、製圖、分界、安置界石後，即交給佃農自行築埂以及開水溝、安涵洞一切應有工作。

（8 月の「墾荒意見」：和訳）…(6) 借地農が堤防を建設する方法：調べますに、八卦洲の第 3 次開発の前例では、まず洲地のアシや柴を刈り取り、次に測量、製図、〔大きな〕区画に分け、標識となる石を設置すれば、ただちに〔開発予定地を〕借地農に渡して堤防建設、〔排〕水路の開削、暗渠の設置

など〔のインフラ整備〕を行わせた。

そして、1940 年秋に先づ金秉言ら佃農が耕地予定地を開墾し（「翻土墾種」）、翌年春に佃農の責任で堤防の建設、水路の開削、暗渠の設置等、なすべきインフラ工事のすべてを行い、保証金は事実上免除とすること等を具体的に提案する。

（7 月の申請書。歳字号開発についての意見）

此秉言等擬請爰【→援】照八卦洲民二十六年開放三步墾成例，將歳字號地應除去築埂、菜園、基地、溝渠、低窪之所外，實數能可耕種者約計三百三十畝(依照八卦洲墾地測算)。秉言等…祇得懇求先行開放。庶可在本年秋後翻土、墾種，俟明年春間爰【→援】例由民等自行築埂，確收事半功倍之效。

「墾荒意見」に対する 10 月 8 日の財政局第三科長の処理案は、金秉言等の提案を承認する内容であり、この上申案は局長・市長によって許可される。

查金秉言等呈請放墾永定洲歳字號蘆地一案，經已
府批飭令來局議定具體計劃以資進行，在卷。現據金秉言條陳墾荒意見列舉十二項，茲予分別簽註如次。

⑴提早割蘆　該洲本年芦柴，由李熾甫承●【貝＋卜】。現已開割，提早結洲讓地。

⑵⑶測量及分界　擬由本局函請地政局派員前往會同辦理。地畝面積，以市尺六十方丈爲一畝，以五十畝爲一號。①佃戶所需宅基、晒場、水塘、菜園等用地，按承租地畝指定，每十畝加給六分。前項加給地畝，不取租金。

⑷製圖　測丈及設計工程完竣後，即繪就藍圖多份，存案備核。

⑸至⑻ 開墾及築埂　②由佃農代表金秉言，依照原意見【7 月 13 日の申請書】，完全負責辦理。本府當派員監督驗收完工。③至一切費用，公家【市政府】方面即以佃農所繳之每畝保證金八元抵充。其餘概歸農民自行負担，不得異議。（後略）

＊「保證金八元」とあるが、最終的には 8 元は納入しないことになる。

そして、1940 年 12 月発給の「佃證」の内容、同じく 1940 年 12 月に策定され、1941 年 1 月に施行された「南京市政府財政局永定洲歳字號洲地租佃規則」（以下、歳字号規則と略す）は金秉言等の提案に沿った内容となっている。

《佃証》:（前略）該民所應照章繳納之儲備金【＝保証金】，即以抵充開墾及築埂費用，並遵照核准原案辦理。（後略）

《歳字号規則》:

第七條（修改後）　佃戶領佃農地，每畝所應繳之保證金，即以抵充開墾及築埂費用。

第七條（修改前）　佃戶領佃農地，每畝所應繳之保證金〈八元〉，即以抵充開墾及築埂費用。〈築埂費，退佃時每畝給還半數四元。但欠租者，應照數扣除，不得異議。其通常修補搶險等費，應由佃民擔任。〉

＊〈　〉内は修正で削除される部分である。

第九條　承墾洲地，免繳第一年租金一年（二十九年十月核准放墾，三十年份應准免租一年）

⇒ 佃農による開墾の報償として、第一年目の租額（3.5 元）を免除。大小黄洲の規則の**〈開墾費補助規定〉に相当。**

第十條　佃地每畝年繳租金三元五角，分兩次繳納。每年六月以前繳兩元，十一月以前繳一元五角。/ 前項租金數目暫以三年為限。限滿當按照收穫增益情形酌量加租。惟以不超過收穫數量百分之三十。

以上、1937 年の八卦洲「三歩墾」開発の方法に倣い、まず 1940 年秋に佃農が耕地予定地を開墾し、インフラ整備については、翌 41 年春に佃農が自力で堤防建設、排水路開削、暗渠設置を行い（業主の南京市政府はこれら工事に資金を一切出さない)、その代わりに保証金を免除してもらう方法が許可された。なお、歳字号のアシ・柴の刈り取りを財政局が行うこと、現地での測量と測量結果にもとづく製図については地政局の協力を仰ぐことをのぞき、開発事業の企画・実施を佃農が実質的に主導しており、財政局は検査・確認を行う役割となっている。すなわち、江北の塩墾公司の場合、佃農は保証金を出してインフラ整備の資金捻出に協力するが、インフラ整備の工事そのものは公司が主体となり、労働者を雇って行っている。一方、歳字号のインフラ整備の場合、業主の資金提供を受けずに、農民が主に自己の労働力を用い、農民の責任で行う点が異なっている。

### (3) インフラ整備のための知識と技術の調達

本稿ではその詳細を細かく紹介できないが、歳字号の土地を測量し、開発予定地の区割りプランを製図する際に、金秉言等は市政府地政局の協力を得ている。しかし開発予定地の区割りそのもの、堤防の規格立案、堤防建設や開墾に必要な工事量（「土方」）とその経費の計算など、開発プラン全体は金秉言等がみずから策定している（写真２・３)。つまり、業主の参与がなくても、開発を進めていくための知識・技術を自分たちで調達できる農民が存在していたわけである。1928 年秋の困水洲において、業主の参与なしに農民のみで開墾を進めることができたのも、当時すでにこのような力量を有する農民が存在していたからであると思われる。それでは、かかる農民とはいったいどんな者たちなのか。これに関する史料は十分ではないが、その具体像を少し垣間見ることにしたい。

さて、金秉言が代表となって開墾を申請した者、計 13 名について、申請時である 1940 年秋時点のデータを整理したものが表４である。本籍地・現住所・姓の異同から、13 名をいくつかの小グループに分けることができよう。

A : 本籍が無為県、かつ現住所が江勝郷 14 保（活水洲を指す）の者が②③④⑫⑬の 5 名。

B : 本籍が六合県、かつ現住所が湖南路 62 号の者が①⑤⑦の 3 名。なお⑥については、本籍は江都県だが、現住所が湖南路 62 号であり、①⑤⑦と面識があると考えられるので、⑥も B に入れてよいであろう。

C : ⑧⑨は、姓が金で、本籍・現住所も同一であるので、親族と思われる。

その他 : ⑪と⑫は、本籍こそ南京市だが現住所が異なり、姓も違うので、面識があると

は思えない。そこで別々に考えておきたい。

以上、金秉言グループは 3 つの小グループ及び単独の 2 名、合計 5 つの小単位に分けることができる。

| 1940 年秋の開発契約締結ごろ | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 番号 | 佃戸名 | 耕作予定の面積(畝) | 本籍地 | 現住所 |
| 1 | ①王忠賢 | 50 | 六合県 | 湖南路 62 号 |
| 2 | ②謝華庭 | 25 | 無為県 | 江勝郷 14 保 |
| | ③黄達三 | 25 | 無為県 | 江勝郷 14 保 |
| 3 | ④萬寶忠 | 25 | 無為県 | 江勝郷 14 保 |
| | ⑤史鳳飛 | 10 | 六合県 | 湖南路 62 号 |
| | ⑥徐方銀 | 15 | 江都県 | 湖南路 62 号 |
| 4 | ⑦孔鳳岐 | 50 | 六合県 | 湖南路 62 号 |
| 5 | ⑧金積因 | 25 | 南京市 | 大板巷 36 号 |
| | ⑨金秉言 | 25 | 南京市 | 大板巷 36 号 |
| 6 | ⑩徐永坤 | 20 | 南京市 | 広州路 71 号 |
| | ⑪高永清 | 30 | 南京市 | 祖師巷 30 号 |
| 7 | ⑫周秉成 | 25 | 無為県 | 江勝郷 14 保 |
| | ⑬周漢臣 | 25 | 無為県 | 江勝郷 14 保 |

**表 4　1940 年、歳字号開発者 13 名**

（出所：「金秉言承墾歳字号」南京市档案館 1002-4-1783）

歳字号全体の面積から堤防用地や堤防外の土地を除き、耕地面積は 350 畝（50 畝×7 号）。

番号の 1 号から 7 号は、上記の（50 畝×7 号）に対応する区画。

佃戸の耕作面積は、最低 10 畝、最大 50 畝と規定されている。

現住所欄における＜江勝郷 14 保＞は活水洲を指す。

現住所欄における他の住所は、南京の市街地側を指す。

13 名のうち、すでに活水洲に住んでいる 5 名は農業を生業としていると推測できる。それでは南京市街地側に住む他の 8 名はどうであろうか。大板巷や祖師巷は城内の人口密度の高い地区であり、ここで農業を行っていたとは考えにくい。かかる者が開発に携わり農業を営むであろうか、という疑問が当然おころう。この疑問については、2006 年 12 月の江心洲における次の聞き取りが参考になる。

○2006 年 12 月 21 日に採訪した W 氏（旧 36 保、東宏村）の父の場合

故郷は江蘇省北部の阜寧県。「まず父が南京で「做生意」（「布料」を扱う）し、それで

得た資金で江心洲に土地を買った。父以外の家族（母と本人を含む兄弟 3 人姉妹 3 人）は阜寧県に残っていたが、父が江心洲に土地を買ったので、1943 年に家族全員で江心洲に移住した。」（『近代東アジア土地調査事業研究 ニューズレター』2 号、p.146）

この場合、W 氏の父は阜寧県から出たあとに、江心洲に直接に移住して農業を始めたわけではない。江心洲で農業を行う前に、南京で「商売」し、それで江心洲の土地を購入する資金を獲得しているようだ。したがって、適当な開墾地・耕作地を見つける前に、土地を購入する、あるいは借地するための資金を獲得する目的を含めて、一時的に南京の市街地側に住み、農業以外の仕事に従事することは十分にありうることになる。金秉言グループのなかの 8 名についても、上記の事例があてはまるのではなかろうか。

つぎに、上述の 5 つの小単位は、どのようにして金秉言グループとして一つにまとまることができたのであろうか、これを検討しよう。ここで、江心洲は南京という都市のすぐ近くに位置すること、まずこれに注意したい。都市には〈情報センター〉として性格づけることができるものとして、たとえば同郷会などがある。無為県同郷会の場合、1928 年 9 月に市政府の認可を受けていることが確認できる［公報 22 期］[24]。

ほかに参考になることをいくつかあげてみよう。13 名のうち、4 名が 1946 年の南京市第 12 区農会の名簿に載っている（表５）。これによると、金秉言は、市政府に開発案を申請した代表者ではあるが、意外にも「不識字」である。したがって、金秉言自身が文字を読み書きし、開発プランやインフラ整備・開墾に必要な工事量の見積り等を行う知識・技術をもっていたとは考えにくい。それではグループ全体としてはどうであろうか。残り 3 名はいずれも申請時点に活水洲に居住していた小グループ A の者である。②謝華庭と⑬周漢臣は「識字」である。そして③黄達三に至っては「師範畢業」（師範学校卒業）であるから、初等教育を担当できる資格・能力を有すると推測できる。したがって、少なくとも③黄達三は、文字の読み書きをはじめとして、工事量の見積りの計算や絵図を描くこと等、専門知識がいらない範囲ならばできるであろう。また、師範学校に通っていたことから、②⑬に比べて南京市街地との往来も多かったと思われる。

また金秉言グループは、歳字号開発案を市政府に提出する時に、八卦洲の前例を詳細に紹介している。なぜ八卦洲の前例をかくも詳細に知っているのであろうか。2012 年 12 月の八卦洲における聞き取りによれば、八卦洲の現在の人口 31,000 人のうち、安徽省無為県からの移民が 75%、対岸の六合県からが 15%を占める；無為県からの移民の多くは 1910 年代から 20 年代にかけて移民してきた；という[25]。

以上を総合すると、次のような仮説が浮かびあがってくる。すなわち、八卦洲の開発に関する情報は、まず八卦洲に住む無為県出身者から同郷会に伝わった；この情報は同郷会を通じて、活水洲の無為県出身者に伝わった；活水洲の無為県出身者のうち、同郷会とのパイプ役を主に担っ

[24] 1946 年に改めて無為県同郷会が設立される。設立発起人 42 名には南京市街地居住者もいれば、農村部居住者もいる。そして 42 名のうち、「永定下村」（活水洲と推測）居住者が 2 名いる。また、その設立発起人の言によれば、当時、南京（農村部を含む）に住む無為県民は 10 余万人という［徳島大学荒武達朗氏提供の情報］。

[25] 本ニューズレターの「2012 年 12 月南京八卦洲訪問記録」参照。

た者としては黄達三が最も可能性が高い；と。黄達三本人が専門的な知識・技術をもっていたか否かは未詳である。しかし、同郷会や師範学校のつてを通じて、この方面の専門家に開発・開墾に必要な専門的知識・技術を求めることは十分にありうるであろう。

| | 姓名 | 性別 | 年齢 | 本籍地 | 自作農／佃農 | 畝数 | 住所 | 党員 | 学歴 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 謝華庭 | 男 | 47 | 安徽 | 佃農 | 125 | 江定郷永定圩 | 否 | 識字 |
| ③ | 黄達三 | 男 | 40 | 安徽 | 佃農 | 108 | 江定郷永定圩 | 否 | 師範畢業 |
| ⑨ | 金秉言 | 男 | 52 | 南京 | 佃農 | 100 | 江定郷永定圩 | 否 | 不識字 |
| ⑬ | 周漢臣 | 男 | 50 | 安徽 | 佃農 | 50 | 江定郷永定圩 | 否 | 識字 |

**表５ 1946 年、歳字号開発者 4 名**

（出所：「南京市第十二區農會會員名冊」南京市档案館 1003-003-0631(00)0009）

つぎに、小グループ A と他の小グループとがどのようにして結びついたのかが問題になる。これについては、現時点では具体的根拠をあげて説明することはできないが、考慮すべきことをいくつかあげておきたい。B グループ 4 名について、本籍は異なるが一つの小グループとして一括したのは、現住所の湖南路 62 号が同じだからである。湖南路 62 号になにがあったかは未詳であるが、ここを六合県出身者と江都県出身者とが〈知り合う〉場の一つと考えることができよう。かかる場の存在も都市ならではのことである。

また、本稿では詳しく紹介できないが、南京市街地に住む者が活水洲を開発しようとした事例は、この金秉言グループ以外にも存在する。それら事例から推測されることとして、現地（この場合活水洲）に居住している者から、現地についての正確な情報（たとえば、歳字号は未墾地か既墾地か）を提供してもらう必要がある。つまり 13 名のうち、市街地側に住む 8 名が現地の情報を正確に得るためには、活水洲（あるいは隣接する困水洲）に住む者との連携が必要になる。そして活水洲・困水洲に住む者には無為県出身者が多い。したがって、市街地側の 8 名は、活水洲の情報を得る（加えて一緒に開発を進める）ための方便として、無為県同郷会に接触し、これを通じて黄達三等と面識を得るようになった可能性を考えることができよう。とはいえ、市街地側における同郷会等がもつ機能に関する筆者の知見は不十分であり、南京付近における都市と農村の結びつきのあり方を含め、今後の課題としたい。なお、師範学校卒業の黄達三は〈農民〉の範疇に入るかという疑問もわいてくる。だが 2006 年 12 月の江心洲調査において、活水洲でたまたま黄達三の墓を実見する機会を得、1907 年に生まれ 1980 年に逝去していることを確認した。墓が活水洲にあることから、活水洲を離れずに農業を営んでいたことと思われる。かかる高学歴の〈農民〉が存在することも考慮する必要があろう。

**参考文献**

片山剛「20 世紀前半、長江中洲の開発をめぐる社会史」『長江流域社会の歴史景観』京都大学人文科学研究所、2013 年 10 月。

草野靖『中国近世の寄生地主制―田面慣行』汲古書院, 1989 年。

栗原純「清代中部台湾の一考察：彰化地方における一田両主制をめぐる諸問題」『東洋学報』63 巻 3・4 号, 1983 年 3 月。

濱島敦俊「江南デルタ圩田水利雑考」『中国 21　特集 中国水利史』Vol. 37, 2012 年 12 月。

濱島敦俊「農村社会――覚書」『明清時代史の基本問題』汲古書院, 1997 年

満鉄・上海事務所調査室編『南京ニ於ケル不動産慣行調査報告　其九（公有地制度）』満鉄・上海事務所調査室、1942 年 12 月。

張恵群『鹽墾區域佃租制度之研究』, 蕭錚主編 民國二十年代中國大陸土地問題資料 61、台北：成文出版社、美國：中文資料中心、1977(民國 66)年

羅暁翔「土地回報与資本流動――従善堂投資模式看清末南京城郷経済関係変遷」『四川大学学報（哲学社会科学版）』2010 年第 5 期。

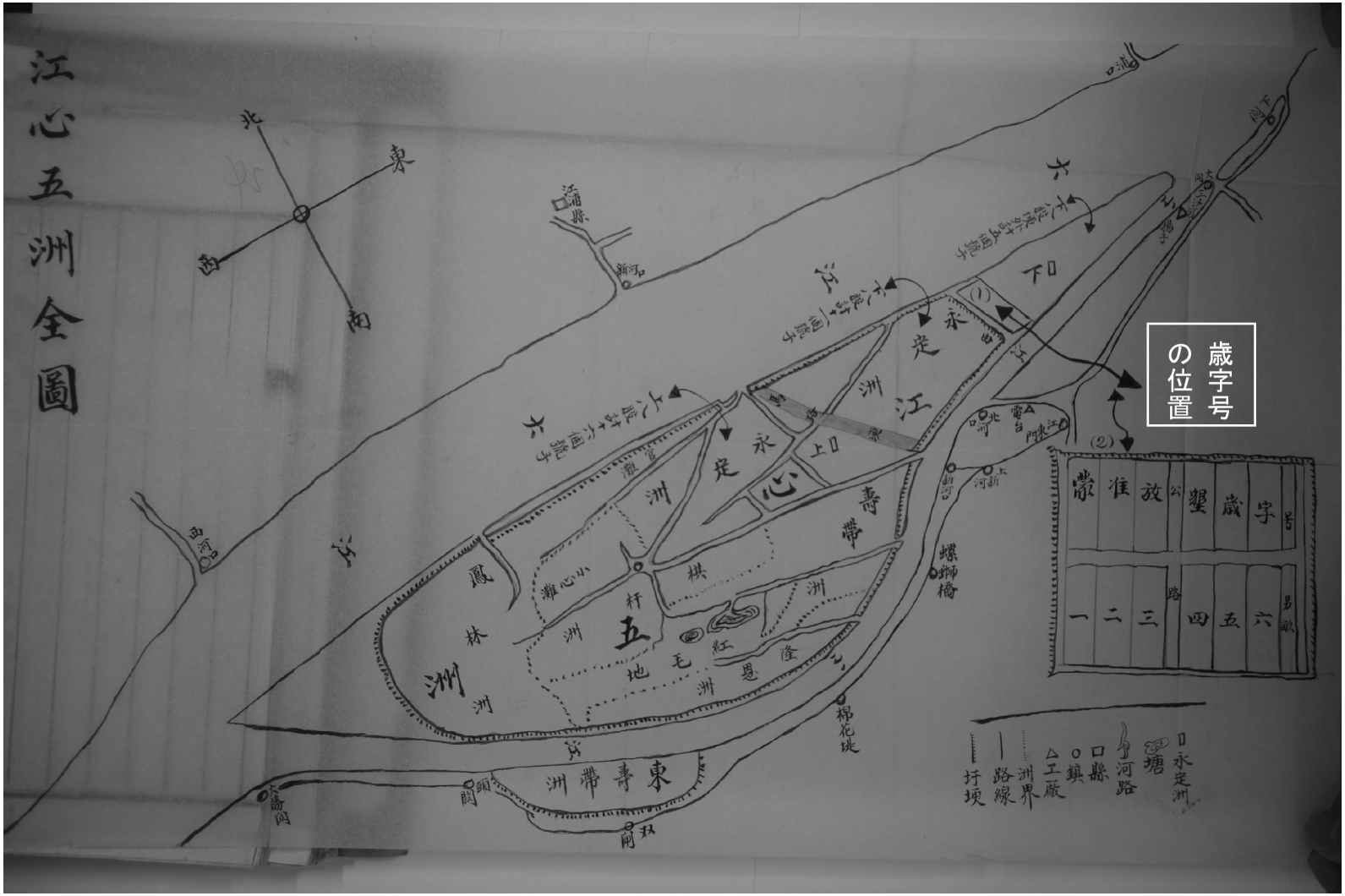


写真1　1940 年 7 月申請書添付の地図

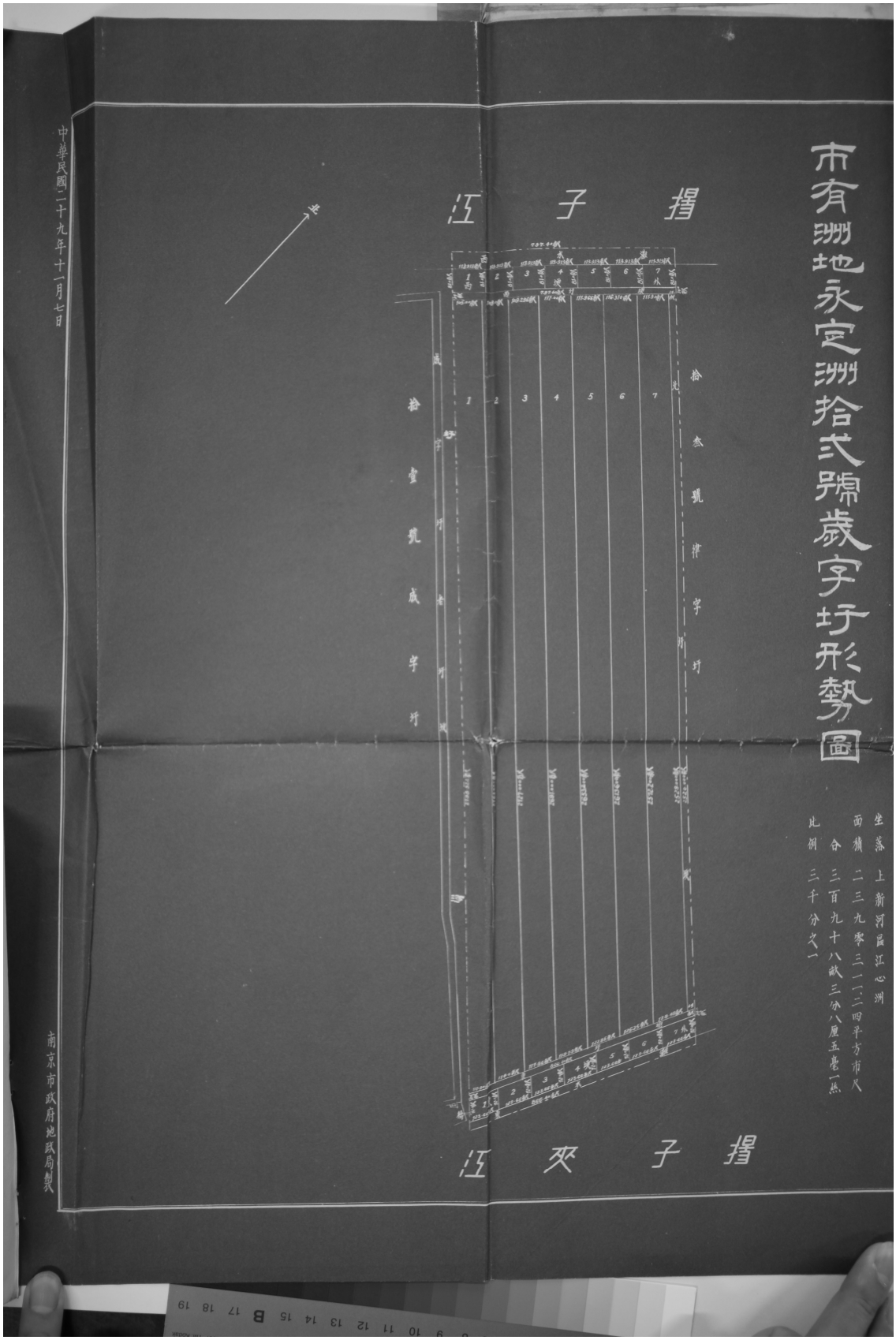


写真2　1940 年 10 月測量後の区画プラン（南京市政府地政局製）

市有洲地分號面積表（第壹號第壹圩）

| 名稱 | 外埂外面積 平方市尺 | 外埂外面積 合畝 | 西埂外面積 平方市尺 | 西埂外面積 合畝 | 圩內面積 平方市尺 | 圩內面積 合畝 | 總面積 平方市尺 | 總面積 合畝 | 備註 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 2 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 3 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 4 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 5 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 6 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 7 | 3903.52 | 1.4839 | 9226.95 | 1.5378 | 298675.210 | 49.7792 | 316805.68 | 52.8009 | |
| 東圩埂 | | | | | | | 20793.60 | 3.4656 | 數處築之圩埂 |
| 西圩埂 | | | | | | | 19137.60 | 3.1898 | 〃 |
| 北圩埂 | | | | | | | 60588.00 | 10.0980 | 〃 |
| 東水灘 | | | | | | | 22872.96 | 3.8122 | |
| 西水灘 | | | | | | | 49279.32 | 8.2132 | |
| 合計 | | | | | | | 2390311.24 | 398.3851 | |

**写真3　各区割りの面積表（南京市政府地政局製）**

史料１　江寧区档案館

**南京 領辦大小黃洲墾植公司　　招佃廣告**

領佃人們呀，你們家鄉的田，不消說得，多半是不夠佃的。你們離鄉背井，在沿江一帶上下，耗去幾多精力，花去幾多金錢。可不是想一塊好地去墾荒嗎。尤其是南京普育堂的**大黃州、小黃州，**你們早就印入腦筋了，今給你們廣告。就是這個**大黃州、小黃州，**經過南京普育堂整理委員會通過，由南京特別市政府財政局核正條件，於本年十二月十六日，即陰曆十一月二十三日，給予一二〇號的印批，准歸本公司完全領墾定案了。凡屬**招佃墾地**，築埂成圩，核收壓板費、築埂費、用費、歲租，和管理墾植區域的事權，既賦與本公司自行查照協定的條件適當處理。該兩洲現有的剩餘蘆柴，並由政府限令，保管該洲的委員，儘本年陰曆十二月內，刈搬罄盡。本公司登洲清丈，**分地給佃**，規畫埂線，估築埂工。為期在即，其自願遵照本公司章程，向本公司預約領佃者，已爭先恐後。詳情載明公司招佃章程，索閱便悉。誠恐遠道不及週知，後至貽悔，除請政府廣張佈告，並登新申兩報，俾眾見知外，合再張貼廣告。凡實自願向本公司領佃人們，速與後開本公司領墾諸同人，照章接洽妥定。幸勿相左自悞。再本公司暫設南京水西門內徐家巷四十號，併此聲明。切切特告。

孫玉涵　　萬月軒　張華卿　吳德運
經理人　吳硯文　　領墾同人　王慶雲　吳冠軍　姚洪璣
姚捷安　　胡棟臣　吳子平　王吉堂

**中華民國十六年十二月**廿一日

史料１（和訳）

借地して耕作することを希望する者たちよ、お前たちの故郷の田畑〔の面積や収穫

量〕は、言うまでもないことだが、借地・耕作で〔生計を立てる〕には不十分であろう。それでお前たちは故郷を離れ、長江に沿って上流や下流へ行ったり来たりしているわけだが、いったいどれだけの精力を無駄にし、またどれだけの金銭を浪費していることか。まさに手ごろな土地を探して開墾しようとしているのだろう。

ところで南京普育堂の大黄洲と小黄洲は、お前たちがとっくに知っている場所なので、ここで宣伝しておこう。この大黄洲と小黄洲については、南京普育堂の整理委員会が〔開墾事業を本公司に請け負わせることを〕決め[26]、つぎに南京特別市政府の財政局が〔請負いに関する諸〕条件を審査して修正したのち、本年（1927）12 月 16 日、即ち陰暦十一月二十三日に、官印を捺した第 120 号の文書を本公司に交付し、〔大小黄洲〕全部を本公司に請け負わせて開発させることが正式に決定した。

〔その結果、大小黄洲で〕(a) 佃農を募って開墾させること（「招佃墾地」）、堤防を築くこと、〔佃農から〕保証金・堤防建設費・必要経費・毎年の地代を見積もって徴収すること、および開発・耕作区域を管理すること、以上に関する権限が本公司に付与され、本公司は〔財政局と〕協定した条件に照らして、これら事項を適宜に処理することになった。

大小黄洲にまだ残っているアシと柴は、〔市〕政府の指示で、該洲を保管する委員が今年の陰暦十二月中に完全に刈り取ることになっている。〔それに続いて〕本公司が〔大小黄洲に〕(b) 上陸して測量し、土地を区画して佃農に分配し（「分地給佃」）、堤防にする土地を区画し、堤防建設に必要な工事量を見積もることになっている。

応募期限は目前に迫っている。本公司の章程に従い、本公司に対して借地・耕作することを願う者は、すでにわれ先にと応募している。詳細は公司の「招佃章程」に記載されているので、これを見るように。気がかりなのは〔この佃農募集の情報が〕遠路にまで周知できず、あとで〔この情報を知らない者が出てきて〕後悔することである。そこで〔市〕政府に依頼して広く布告を貼りだしてもらい、また「新」（上海の新聞報）[27]と「申」（上海の申報）の二つの新聞にも布告を掲載してもらって周知を図るほか、さらにこの広告を貼りだすことにした。

本公司に対して借地・耕作を希望する者は、速やかに後掲する本公司の「領墾の諸同人」と招佃章程に則って交渉し〔契約を〕決めるように。ちょっとした行き違いのために、あとで後悔しないように。なお本公司は暫くのあいだ南京の水西門内の徐家巷四十号に置くことを申し添える。以上、お知らせする。

中華民国 16 年（1927）12 月 21 日

経理人 3 名（呉硯文、ほか 2 名は省略）　　領墾同人 9 名（省略）

---

[26] 本広告では、「整理普育堂委員会」が呉硯文等の開墾を承認したかのよう書かれているが、委員会は承認した事実はないと言明している〔公報 8 期、公牘、彙要、令文、p.3 の「南京特別市市政府令第三三號」所引の整理普育堂委員會の函〕。

[27] 「新」の字を冠する新聞について、まず発行地を南京と考え、中共南京市委党史弁公室・南京市地方志編纂委員会弁公室編『南京辞典』（北京：方志出版社、2005 年）を調べたが、妥当する新聞を見出せなかった。それで、「新」を上海の新聞報と判断した。なお、「新」の字を冠し、かつ発行地が南京の新聞として新民報があるが、これは 1929 年 9 月創刊なので、1927 年 12 月の時点ではまだ発行されていない。